

契 約 書 見 本

(候補者と契約業者等)

(東 温 市 長 選 挙 用)

- ※この契約書見本により契約してもかまいません。
- ※既存の契約書様式があるときは、それを用いても結構ですが、見本の様式に準拠して作成してください。
- ※これらの電子データは、市ホームページに掲載しています。

運 送 契 約 書

(ハイヤー方式)



発注者 東温市長選挙候補者_____と

受注者 _____は、

選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

2 車種及び登録番号 車 種 _____
登録番号 _____

3 台 数 1 台

4 使用期間 令和6年10月 _____日から令和6年10月 _____日まで（ _____日間）
ただし、公職選挙法第100条により無投票となった場合は、
令和6年10月20日（1日間）と読み替える。

5 契約金額 _____円
(内訳 1日 _____円 (消費税及び地方消費税を _____) × _____日間)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、東温市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、東温市に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は、受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は東温市には請求できない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保管する。

令和6年 _____月 _____日

発注者 東温市長選挙候補者

住所

氏名

印

受注者 住所

名称

代表者

連絡先(電話番号)

印



自動車賃貸借契約書 (レンタル方式)

- 発注者 東温市長選挙候補者 _____ と
受注者 _____ は、
選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。
- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用
- 2 車種及び 車 種 _____
登録番号 _____
- 3 台 数 1 台
- 4 使用期間 令和6年10月 _____ 日から令和6年10月 _____ 日まで (_____ 日間)
ただし、公職選挙法第100条により無投票となった場合は、
令和6年10月20日 (1日間) と読み替える。
- 5 契約金額 _____ 円
(内訳 1日 _____ 円 (消費税及び地方消費税を _____) × _____ 日間)
- 6 使用上の義務等
発注者は、法令に従い本件自動車の運行義務を負うことはもちろん、受注者の定める約
款に従う義務を負う。
- 7 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、受注者は、東温市議会議員及び東温市長の選挙
における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、東温市に対し請求するものとし、
発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。
なお、東温市に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は、受注者に対し、
不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、発注者が公職選挙法第93条 (供託物の没収) の規定に該当した場合は、受注
者は東温市には請求できない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保管する。

令和6年 _____ 月 _____ 日

発注者	東温市長選挙候補者	
	住所	
	氏名	印
受注者	住所	
	名称	
	代表者	印
	連絡先(電話番号)	

自動車燃料供給契約書 (レンタル方式)



発注者 東温市長選挙候補者 _____と

受注者 _____は、

選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

- 1 供給期間 令和6年10月 _____日から令和6年10月 _____日まで
ただし、公職選挙法第100条により無投票となった場合は、
令和6年10月20日と読み替える。

- 2 供給場所 所在地 _____
名 称 _____

- 3 供給を受ける自動車の登録番号 _____

4 金額

単価1リットル当たり _____円（消費税及び地方消費税を含む）とし、期間中の供給量に単価を乗じた金額とする。

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、東温市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、東温市に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は、受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は東温市には請求できない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保管する。

令和6年 _____月 _____日

発注者 東温市長選挙候補者

住所

氏名

印

受注者 住所

名称

代表者

印

連絡先(電話番号)

自動車運転契約書 (レンタル方式)

発注者 東温市長選挙候補者_____と

受注者 _____は、

発注者が使用する公職選挙法第142条の規定に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 運転期間 令和6年10月 日 から令和6年10月 日まで (日間)

ただし、公職選挙法第100条により無投票となった場合は、

令和6年10月20日(1日間)と読み替える。

2 契約金額 _____円 (1日につき _____円)

3 運転する自動車の登録番号 _____

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、東温市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、東温市に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は、受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、受注者は東温市には請求できない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保管する。

令和6年 月 日

発注者 東温市長選挙候補者

住所

氏名

印

受注者 住所

氏名

印

連絡先(電話番号)

ポスター作成契約書

発注者 東温市長選挙候補者_____と

受注者 _____は、

選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター

2 数 量 _____枚

3 契約金額 _____円（単価_____円_____銭（消費税及び地方消費税を_____））

4 納入期限 令和6年 _____月 _____日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、東温市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、東温市に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は、受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は東温市には請求できない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保管する。

令和6年 _____月 _____日

発注者 東温市長選挙候補者

住所

氏名

印

受注者 住所

名称

代表者

印

連絡先(電話番号)

ビラ作成契約書

発注者 東温市長選挙候補者_____と

受注者 _____は、

選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 品 名 公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラ

2 数 量 _____枚

3 契約金額 _____円（単価____円____銭（消費税及び地方消費税を ））

4 納入期限 令和6年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、受注者は、東温市議会議員及び東温市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例に基づき、東温市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、東温市に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は、受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は東温市には請求できない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保管する。

令和6年 月 日

発注者 東温市長選挙候補者

住所

氏名

印

受注者 住所

名称

代表者

印

連絡先(電話番号)

《参考資料》

○公費負担契約の印紙税法適用について

選挙運動 用自動車	ハイヤー方式		印紙税法別表第 1 1－4 運送に関する契約書 1 万円以上 10 万円以下のもの 200 円 10 万円超 50 万円以下のもの 400 円 50 万円超 100 万円以下のもの 1,000 円
	レンタル方式	自動車借入	物品の貸し借りは印紙税法の対象外
		燃料供給	単価契約は 3 ヶ月以内は印紙税法の対象外
		運転手雇用	雇用契約であれば印紙税法の対象外 ただし、運転手が運送業の個人事業主であれば、 上記「印紙税法別表第 1 1－4 運送に関する契 約書」に該当する
ポスターの作成			印紙税法別表第 1 2 請負に関する契約書 1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円
ビラの作成			印紙税法別表第 1 2 請負に関する契約書 1 万円以上 100 万円以下のもの 200 円